

内容の変更・転載不可



輸出農産物の植物検疫について

—円滑な輸出のために—

農林水産省横浜植物防疫所
輸出及び国内検疫担当
金田 昌士

— 植物検疫って？ —

- ・新しい土地に病害虫が侵入すると、元々の土地では大きな問題がない病害虫であっても、天敵や競合する病害虫がいないなどの理由で原産地では思いもよらない被害が発生することがある。



ジャガイモ疫病で壊滅したジャガイモ畑



ブドウフィロキセラ(拡大)とブドウの被害苗

- アンデス山中で野生ナス科植物の病気であったジャガイモ疫病は1830年頃ヨーロッパに侵入し、10数年でヨーロッパ中にまん延し、アイルランドでは、100万人の餓死者のため、人口が1/3に減少したとも言われている。
- ロッキー山脈の野生ブドウに寄生していたブドウフィロキセラは1859年頃フランスに侵入して全土にまん延し、当時年間833万キロリットルの生産があったフランスワインは1/3以下に減少する被害が発生した。

植物防疫と植物検疫

植物防疫

病害虫による被害を軽減

植物検疫

地域 A

地域 B

人・物

これまでいなかった地域への侵入を公的に防止

植物検疫のしくみ

国際検疫

輸入検疫

- ・輸入の制限
- ・輸入の禁止
- ・輸入植物の検査

国内検疫

- ・国内植物の移動規制
- ・国内種苗の検査
- ・緊急防除

輸出検疫

- ・輸出植物の検査

侵入警戒調査



植物検疫の目的

—植物等の輸入に際して—



日本国内への病害虫の侵入防止
(日本の検疫要求を満たす)

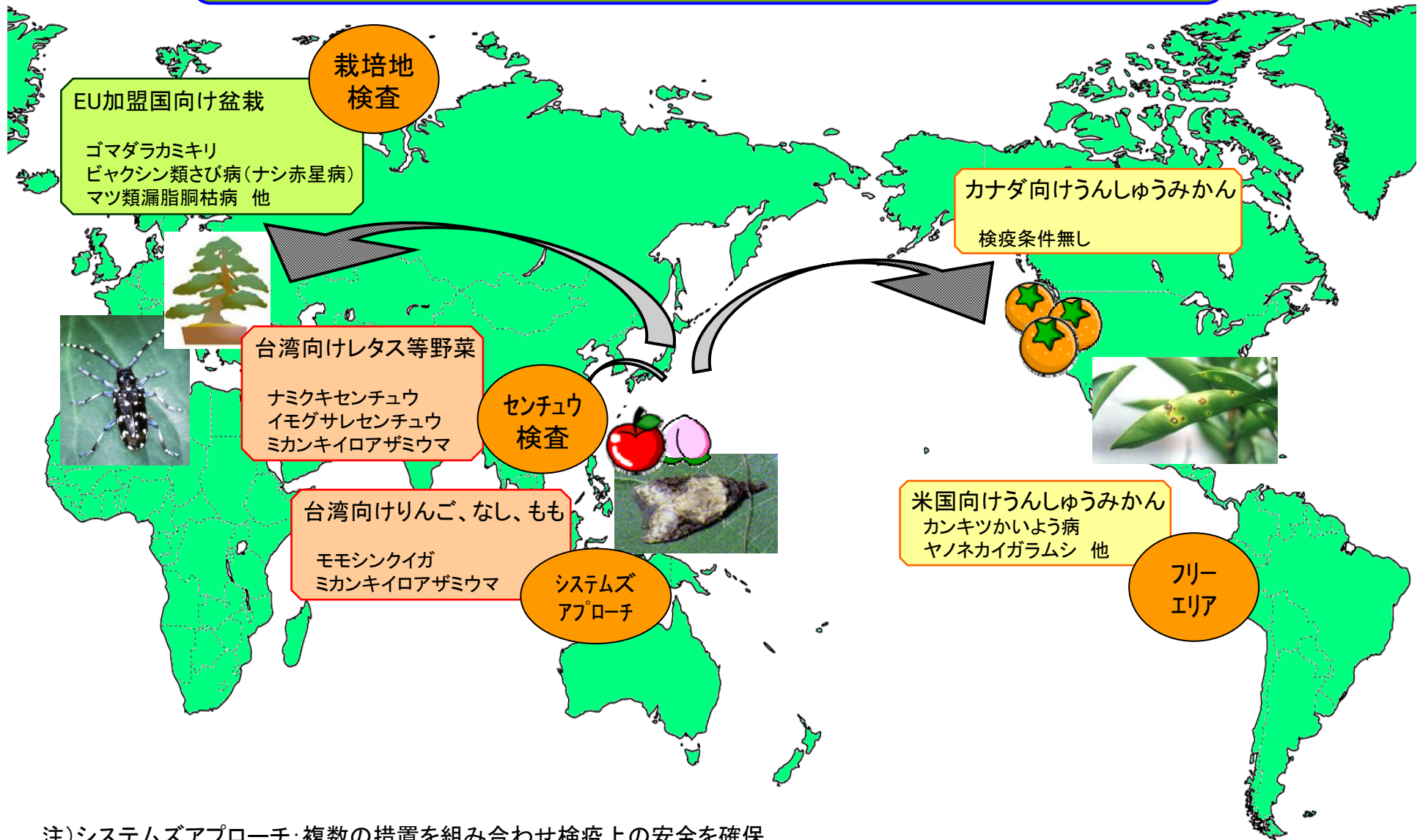
植物検疫の目的

—植物等の輸出に際して—



輸出相手国の検疫要求を満たす
(海外への病害虫の拡大防止)

各国の検疫要求と対応例



注)システムズアプローチ:複数の措置を組み合わせ検疫上の安全を確保。
フリーエリア:特定病害虫の無発生地域により検疫上の安全を確保。

輸出植物検疫のイメージ

輸出相手国が求める検疫条件

輸出検査不要

輸出検査

相手国が輸入を禁止

輸出相手国が検査証明を要求する品目について、相手国の要求する検査を実施

合格

不合格

植物検疫証明書

不合格荷口は差替え後、再検査の受検も可能

輸出可能

輸出不可能

輸出検査の流れ

- ① 輸出者(申請者)は、植物防疫所に検査希望日、輸出相手国名、輸出数量等を事前連絡
- ② 植物防疫所(植物防疫官)は、申請者と輸出検査日程を調整
- ③ 輸入許可書又はその写しを取得している場合は申請時に植物防疫所に提示
- ④ 植物防疫官は輸出相手国が検疫対象とする病害虫等について検査(輸出検査)
(ただし、相手国が検疫証明書を要求していない場合は、輸出検査は不要)
- ⑤ 検査が合格であれば植物検疫証明書を発給



円滑な輸出のために

—植物防疫所の取り組み—

- ① 諸外国の植物検疫の規則情報の収集、提供
- ② 産地や市場などの集荷地での検査の実施
- ③ 相手国の検疫要求、対象病害虫に関する説明、指導

輸出先国の要求に基づく検査 — 栽培地検査 —

種子や苗木類などの輸出に際しては、輸出先国が侵入を警戒する病害虫について

① 病菌やウイルス病などの寄生がないこと

② 生産地において対象病害虫が無発生であることの証明を要求される場合がある。

このような要求については、輸出検査時期には病気に感染していることの判定が困難なため、発現率の高い時期に栽培地で検査を行っている。



EU加盟国向け五葉松等の盆栽
年6回の栽培期間中の公的検査
地上50cm以上の棚上栽培等



EU加盟国向けマーガレット挿し穂
タバコナジラミがないこと
ハモグリバエ等病害虫の消毒等

集荷地検査

海港での検査に伴う倉庫搬出入や不合格時の対応で物流を阻害しないよう、輸出者の要請を受け集荷地に赴き輸出検査を実施する



台湾向けレタスの集荷地輸出検査

(長野県南佐久郡川上村：ミカンキイロアザミウマや ナミクキセンチュウ等の病害虫が寄生していないこと)

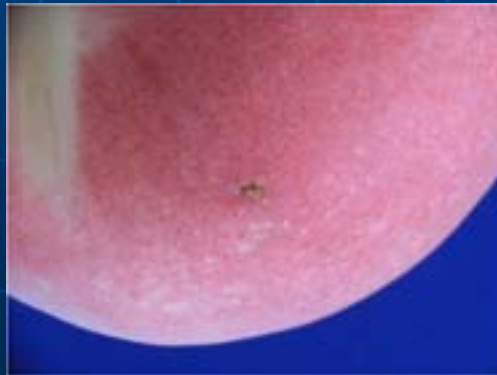


香港向け庭木の集荷地輸出検査

(千葉県匝瑳市：センチュウ等の病害虫が寄生していないこと)

台湾向け生果実の検疫

- 平成18年2月1日からモモシクイガ寄主生果実の輸入を禁止、日本産りんご、なし、もも、すもも については条件付で輸入を継続
- 輸出条件の概要
 - ・ 登録生産園地の病害虫防除は都道府県、病害虫防除所等の防除指導に基づき濃密に実施する
 - ・ 登録選果こん包施設には、選果技術員を配置し被害果を除去出来る選果体制の確保
 - ・ こん包には台湾向け生果実である旨、果実の種類、都道府県、施設コード番号の表示



EU諸国向け一般盆栽

- ① 少なくとも2年間、公的登録された盆栽園で栽培管理すること。
- ② その間、高さ50 cm以上の棚に置かれた鉢で栽培すること。
- ③ ヨーロッパに未発生のおさび病の付着がないことを保証すること(検疫証明書に適用農薬のその有効成分、適用月日を記載)。
- ④ 年間少なくとも6回の公的検査が行われること。
- ⑤ 上記の検査で有害動植物が寄生・付着のないことを確認すること。
- ⑥ 栽培土には有害動植物がないこと(後述)。
- ⑦ 輸出前2週間以内に、次のいずれかの措置をとること。
 - (a) 栽培土の除去
 - (b) 栽培土洗い落とし、消毒した栽培土に植替え
 - (c) 適切な消毒の実施及びその旨の検疫証明書への記載
- ⑧ 輸出検疫に合格した盆栽への封印(登録園番号)及び検疫証明書への記載
- ⑨ 植物ごとに適用される個別の規定に抵触しないこと

EU諸国向け輸出盆栽及び植木類に対する ゴマダラカミキリ属一種*の緊急措置について

- ・ 次の条件を満たすものを除き、輸入を禁止(2008.11.7~)。
 - (1) 国際基準に従って国が確立した*A. chinensis* の無発生地域において栽培されたもの または、
 - (2) 以下の条件を満たした生産地において、少なくとも輸出前の2年間にわたり生育されたもの
 - ① 国が園地を登録・管理
 - ② 園地において毎年2回の*A. chinensis* の無発生を確認
 - ③ *A. chinensis*が侵入する可能性がない温室・網室 または、半径2kmの緩衝地域が設定され、侵入防止措置が講じられている園地
 - ④ 輸出直前の綿密な検査

注: EUは、*A. chinensis*は日本在来のゴマダラカミキリ(*A. malasiaca*)を含むとしている。



輸出解禁に向けた産地の取組

我が国に発生する病害虫(品目ごとに異なる)に対して、輸出先の国・地域の保護水準に基づき検疫条件が設定されることから、我が国における病害虫の発生状況や産地での防除等、輸出先国・地域が要求するデータを提出しながら技術的協議を実施。そのため、産地段階での明確な目的意識が重要。具体的には

- 具体的な品目の設定
- 希望する輸出先国・地域の確定

輸出解禁の一般的な流れ

相手国への
解禁要請

相手国に
おけるPRA
の実施

検疫条件の
協議

輸出解禁

PRA: 病害虫危険度解析

- ・中国 ブドウ、さくらんぼ、柿、桃、いちご、メロン、すいか、キウイフルーツ、さくらんぼ、かんきつ類、ながいも
- ・韓国 梨
- ・米国 柿
- ・豪州 温州みかん、ぶどう、桃

- ・韓国 りんご

これまで輸出解禁された品目

- ・中国 精米
- ・米国 りんご、梨、温州みかん
- ・タイ カンキツ(温州みかん)
- ・豪州 りんご、梨、柿
- ・NZ りんご、温州みかん

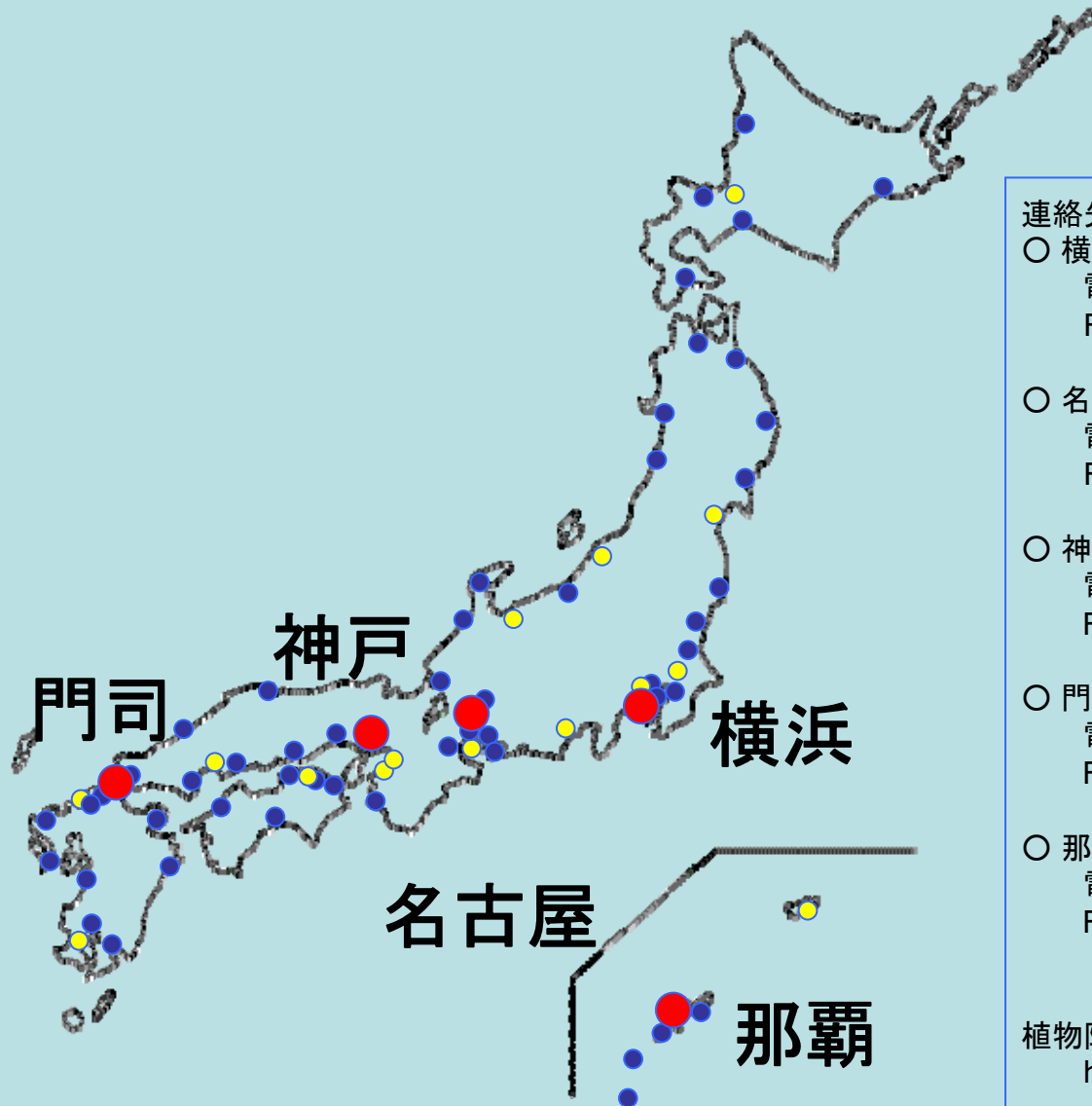
より確実・円滑な輸出のために －輸出者の取り組み－

- ① 輸出前に検疫条件の詳細を確認
- ② 輸出検査場所、日程等に関する照会
や質問は、植物防疫所に問い合わせる
- ③ 輸入業者等を通じて、相手国の植物検疫当局に最新・詳細情報を確認

植物防疫所の所在地

全国に73カ所

- : 本所 5 所
- : 支所 15 所
- : 出張所 53 所



連絡先(本所)

- 横浜植物防疫所 業務部 輸出及び国内検疫担当
電話 045-211-7155
FAX 045-211-2171
- 名古屋植物防疫所 輸出及び国内検疫担当
電話 052-651-0114
FAX 052-651-0115
- 神戸植物防疫所 業務部 輸出及び国内検疫担当
電話 078-331-2384
FAX 078-331-1757
- 門司植物防疫所 輸出及び国内検疫担当
電話 093-321-2809
FAX 093-332-5189
- 那覇植物防疫事務所 輸出及び国内検疫担当
電話 098-868-1679
FAX 098- 861-5500

植物防疫所ホームページ

<http://www.maff.go.jp/pps/>